

不法投棄対策について

不法投棄は犯罪です

個人の土地や道路等に無断で捨てられる家電製品・家庭ごみなどの不法投棄が町内のいたるところで後を絶ちません。不法投棄は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」第25条で1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役もしくはその両方、また、事業者は3億円以下の罰金に処される重い罰則が規定されている犯罪行為です。町内でも廃棄物処理法違反（不法投棄）の疑いで町民が書類送検される事態も起こっています。

土地の所有者の方へお願い

環境課に空地等の所有者の方から「自分の所有地にごみを不法投棄されたので片付けてほしい」などの問い合わせがありますが、私有地については自己管理となり、役場では不法投棄物を片付けることはできません。

不法投棄をされた土地の多くは、適正に管理されておりません。見回りや草刈りなどを定期的におこなっている土地については不法投棄されにくいように思われます。

不法投棄撲滅のため、自己所有地の様子を定期的に確認し、草刈りやごみ拾いをし、いつもきれいにしておくなど、また、周囲に柵やロープ等を設置し、第三者が容易に進入できないよう適正な管理をお願いします。

[注意] たとえ自己所有地に不法投棄されたとしても、そのごみをみだりに他の土地に捨てた場合は、不法投棄したものとして処罰されます。

また、不法投棄された廃棄物は、投棄者に処理させることが原則ですが、投棄者が判明しない場合は、その土地の所有者（管理者）が自らの責任でごみを撤去しなければなりませんので、ご注意ください。

不法投棄を発見したら

不法投棄を防止するためには、不法投棄の早期発見、拡大防止に努めることが不可欠です。不法投棄は放置しておく、さらに大規模な不法投棄につながるおそれがあります。

不法投棄をしている現場を発見したら、すぐに警察または役場環境課まで通報していただくよう、ご協力をお願いします。

問合せ 環境課（内線131）

不法投棄防止の主な対策について

役場環境課では不法投棄防止のため、広報啓発活動を始め、パトロールの強化、不法投棄禁止看板の設置等の対策を実施します。

もし、不法投棄の現場や証拠品を発見した場合は、犯罪行為として、直ぐに警察へ通報（告発）します。

※皆さまにおきましても、所有地の様子を定期的を確認し、草刈りやごみ拾いをして、いつもきれいにしておくなど、また、周囲に柵やロープ等を設置し、第三者が容易に侵入できないよう、不法投棄（ごみ）のない「きれいな町づくり」にご協力ください。

【連絡先】南知多町役場 環境課 環境衛生係

電話 65-0711（内線131）

平成30年度に町内で発見された 主な不法投棄の現場写真



不法投棄は犯罪です。ご注意ください!!